



平成29年8月25日

西条市長 玉井敏久様

西条市使用料等審議会

会長 星加隆夫



水道料金の改定について（答申）

平成29年6月29日付け、西水業第104号で当審議会に諮問のあった標記のことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり改定することが妥当であるという結論に至ったので答申します。

記

西条市全体の水道料金については、2市2町の合併後13年が経過してもなお、地域間格差が残り、また、西条地区については厳しい経営状況が続いている。今後の経営状況や水道施設の更新需要などを総合的に勘案した結果、西条市全体で平均改定率約6パーセント程度の料金値上げが妥当であると考えます。

また、地区別の水道料金の改定（案）については、次のとおり実施することとされたい。

- 1 西条地区については、約13パーセント程度の料金値上げとし、地域間格差を縮小するとともに、赤字解消を図ること。
- 2 東予地区については、約5パーセント程度の料金値上げとし、地域間格差を縮小すること。
- 3 丹原・小松地区については、現状の料金を据え置くこと。

付帯意見

- 1 料金の改定に当たり、特に値上げとなる地域の水道使用者に理解を得られるよう十分周知活動を行うこととされたい。
- 2 4地区間の料金統一については、平成33年度を目指し事務を進められたい。また、統一時には将来の財政状況等も見据えた料金水準とされたい。
- 3 西条地区及び丹原地区の簡易水道事業については、上水道事業と同地区内は同じ料金のため、上水道事業の料金改定に併せて改定を行うこととされたい。